

私 債 権 放 棄 調 書 (総 括 表)

債 権 の 名 称 (担 当 部 署)	債 権 の 額	債 権 の 件 数	ペー ジ 番 号
亀山市立医療センター使用料・手数料(医療センター 医事管理室)	4,224,653円	163件	1P
市営住宅使用料(建設部建築住宅室)	461,014円	6件	11P
水道料金(上下水道部上下水道管理室)	254,171円	59件	13P
合 計	4,939,838 円	228件	

私 債 権 放 棄 調 書

債権の名称 亀山市立医療センター使用料・手数料

担当部署 医療センター 医事管理室

番号	債権の額	放棄決定日	放 棄 し た 理 由 等				
			債権発生日	事 由		備 考	
1	2,570 円	平成25年1月29日	平成7年2月7日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成10年2月7日	債務者	亀山市民
2	3,760 円	平成25年1月29日	平成7年10月18日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成10年10月18日	債務者	市外在住者
3	4,960 円	平成25年1月29日	平成7年10月18日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成10年10月18日	債務者	市外在住者
4	89,355 円	平成25年1月29日	平成8年1月16日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成11年1月16日	債務者	亀山市民
5	64,246 円	平成25年1月29日	平成8年9月25日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成11年9月25日	債務者	亀山市民
6	86,680 円	平成25年1月29日	平成8年10月1日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成11年10月1日	債務者	亀山市民
7	7,540 円	平成25年1月29日	平成8年10月16日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成11年10月16日	債務者	亀山市民
8	229,157 円	平成25年1月29日	平成9年2月16日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成12年2月16日	債務者	亀山市民
9	205,843 円	平成25年1月29日	平成9年3月1日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成12年3月1日	債務者	亀山市民
10	40,210 円	平成25年1月29日	平成10年2月20日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成13年2月20日	債務者	亀山市民
11	9,790 円	平成25年1月29日	平成10年3月1日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成13年3月1日	債務者	亀山市民
12	710 円	平成25年1月29日	平成10年9月4日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成13年9月4日	債務者	亀山市民
13	7,180 円	平成25年1月29日	平成10年11月1日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成13年11月1日	債務者	亀山市民
14	27,140 円	平成25年1月29日	平成10年12月1日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成13年12月1日	債務者	亀山市民
15	29,760 円	平成25年1月29日	平成10年12月16日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成13年12月16日	債務者	亀山市民

番 号	債権の額	放棄決定日	放 棄 し た 理 由 等				
			債権発生日	事 由	備 考		
16	1,210 円	平成25年1月29日	平成11年1月15日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成14年1月15日	債務者	亀山市民
17	1,580 円	平成25年1月29日	平成12年1月22日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成15年1月22日	債務者	亀山市民
18	210 円	平成25年1月29日	平成12年1月22日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成15年1月22日	債務者	亀山市民
19	16,214 円	平成25年1月29日	平成11年7月23日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成14年7月23日	債務者	市外在住者
20	3,490 円	平成25年1月29日	平成11年7月21日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成14年7月21日	債務者	亀山市民
21	3,810 円	平成25年1月29日	平成11年7月27日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成14年7月27日	債務者	亀山市民
22	2,730 円	平成25年1月29日	平成11年10月17日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成14年10月17日	債務者	亀山市民
23	750 円	平成25年1月29日	平成11年4月16日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成14年4月16日	債務者	亀山市民
24	2,270 円	平成25年1月29日	平成11年5月20日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成14年5月20日	債務者	市外在住者
25	13,730 円	平成25年1月29日	平成11年6月16日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成14年6月16日	債務者	亀山市民
26	32,180 円	平成25年1月29日	平成11年7月24日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成14年7月24日	債務者	亀山市民
27	30,450 円	平成25年1月29日	平成12年3月1日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成15年3月1日	債務者	市外在住者
28	24,360 円	平成25年1月29日	平成12年3月16日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成15年3月16日	債務者	市外在住者
29	17,490 円	平成25年1月29日	平成12年2月14日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成15年2月14日	債務者	市外在住者
30	19,540 円	平成25年1月29日	平成12年3月10日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成15年3月10日	債務者	市外在住者
31	320 円	平成25年1月29日	平成12年3月13日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成15年3月13日	債務者	市外在住者
32	310 円	平成25年1月29日	平成12年3月16日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成15年3月16日	債務者	市外在住者

番 号	債権の額	放棄決定日	放 棄 し た 理 由 等				
			債権発生日	事 由	備 考		
33	1,050 円	平成25年1月29日	平成12年3月17日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成15年3月17日	債務者	市外在住者
34	22,090 円	平成25年1月29日	平成12年3月10日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成15年3月10日	債務者	市外在住者
35	300 円	平成25年1月29日	平成12年3月13日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成15年3月13日	債務者	市外在住者
36	1,050 円	平成25年1月29日	平成12年3月17日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成15年3月17日	債務者	市外在住者
37	3,150 円	平成25年1月29日	平成12年8月29日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成15年8月29日	債務者	亀山市民
38	42,040 円	平成25年1月29日	平成12年6月26日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成15年6月26日	債務者	亀山市民
39	78,690 円	平成25年1月29日	平成12年7月1日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成15年7月1日	債務者	亀山市民
40	57,070 円	平成25年1月29日	平成12年7月16日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成15年7月16日	債務者	亀山市民
41	41,800 円	平成25年1月29日	平成12年8月1日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成15年8月1日	債務者	亀山市民
42	17,300 円	平成25年1月29日	平成12年6月21日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成15年6月21日	債務者	市外在住者
43	137,630 円	平成25年1月29日	平成12年7月22日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成15年7月22日	債務者	市外在住者
44	6,050 円	平成25年1月29日	平成12年7月10日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成15年7月10日	債務者	亀山市民
45	13,670 円	平成25年1月29日	平成12年9月16日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成15年9月16日	債務者	市外在住者
46	3,090 円	平成25年1月29日	平成12年10月14日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成15年10月14日	債務者	亀山市民
47	43,875 円	平成25年1月29日	平成13年3月12日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成16年3月12日	債務者	亀山市民
48	11,520 円	平成25年1月29日	平成13年12月30日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成16年12月30日	債務者	亀山市民
49	20,000 円	平成25年1月29日	平成13年11月1日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成16年11月1日	債務者	亀山市民

番 号	債権の額	放棄決定日	放 棄 し た 理 由 等				
			債権発生日	事 由	備 考		
50	44,775 円	平成25年1月29日	平成13年8月28日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成16年8月28日	債務者	亀山市民
51	26,280 円	平成25年1月29日	平成13年9月1日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成16年9月1日	債務者	亀山市民
52	29,400 円	平成25年1月29日	平成13年9月16日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成16年9月16日	債務者	亀山市民
53	3,700 円	平成25年1月29日	平成13年8月19日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成16年8月19日	債務者	亀山市民
54	83,699 円	平成25年1月29日	平成13年6月16日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成16年6月16日	債務者	市外在住者
55	12,600 円	平成25年1月29日	平成13年3月16日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成16年3月16日	債務者	市外在住者
56	73,240 円	平成25年1月29日	平成13年4月10日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成16年4月10日	債務者	市外在住者
57	46,080 円	平成25年1月29日	平成13年4月16日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成16年4月16日	債務者	市外在住者
58	7,780 円	平成25年1月29日	平成13年4月22日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成16年4月22日	債務者	市外在住者
59	63,845 円	平成25年1月29日	平成13年4月23日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成16年4月23日	債務者	市外在住者
60	5,618 円	平成25年1月29日	平成13年5月1日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成16年5月1日	債務者	市外在住者
61	2,380 円	平成25年1月29日	平成13年6月24日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成16年6月24日	債務者	亀山市民
62	79,775 円	平成25年1月29日	平成13年10月1日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成16年10月1日	債務者	亀山市民
63	56,240 円	平成25年1月29日	平成13年8月22日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成16年8月22日	債務者	亀山市民
64	34,000 円	平成25年1月29日	平成13年9月1日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成16年9月1日	債務者	亀山市民
65	5,350 円	平成25年1月29日	平成13年11月1日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成16年11月1日	債務者	亀山市民
66	1,771 円	平成25年1月29日	平成13年10月16日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成16年10月16日	債務者	亀山市民

番 号	債権の額	放棄決定日	放 棄 し た 理 由 等				
			債権発生日	事 由	備 考		
67	32,210 円	平成25年1月29日	平成13年11月1日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成16年11月1日	債務者	亀山市民
68	7,090 円	平成25年1月29日	平成13年11月16日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成16年11月16日	債務者	亀山市民
69	30,945 円	平成25年1月29日	平成13年12月1日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成16年12月1日	債務者	亀山市民
70	8,750 円	平成25年1月29日	平成13年12月16日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成16年12月16日	債務者	亀山市民
71	16,670 円	平成25年1月29日	平成14年1月1日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成17年1月1日	債務者	亀山市民
72	1,360 円	平成25年1月29日	平成14年2月8日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成17年2月8日	債務者	亀山市民
73	3,150 円	平成25年1月29日	平成14年2月9日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成17年2月9日	債務者	亀山市民
74	1,050 円	平成25年1月29日	平成14年2月9日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成17年2月9日	債務者	亀山市民
75	48,810 円	平成25年1月29日	平成13年11月25日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成16年11月25日	債務者	市外在住者
76	4,870 円	平成25年1月29日	平成13年12月1日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成16年12月1日	債務者	市外在住者
77	21,560 円	平成25年1月29日	平成13年12月8日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成16年12月8日	債務者	市外在住者
78	1,910 円	平成25年1月29日	平成13年12月11日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成16年12月11日	債務者	市外在住者
79	7,484 円	平成25年1月29日	平成14年11月22日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成17年11月22日	債務者	亀山市民
80	1,340 円	平成25年1月29日	平成14年8月24日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成17年8月24日	債務者	市外在住者
81	26,760 円	平成25年1月29日	平成14年9月8日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成17年9月8日	債務者	亀山市民
82	25,100 円	平成25年1月29日	平成14年9月16日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成17年9月16日	債務者	亀山市民
83	9,925 円	平成25年1月29日	平成14年7月20日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成17年7月20日	債務者	亀山市民

番 号	債権の額	放棄決定日	放 棄 し た 理 由 等				
			債権発生日	事 由	備 考		
84	26,510 円	平成25年1月29日	平成14年11月8日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成17年11月8日	債務者	亀山市民
85	21,050 円	平成25年1月29日	平成14年11月16日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成17年11月16日	債務者	亀山市民
86	35,460 円	平成25年1月29日	平成14年12月2日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成17年12月2日	債務者	亀山市民
87	15,070 円	平成25年1月29日	平成14年12月27日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成17年12月27日	債務者	市外在住者
88	12,910 円	平成25年1月29日	平成15年2月27日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成18年2月27日	債務者	市外在住者
89	4,250 円	平成25年1月29日	平成15年3月1日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成18年3月1日	債務者	市外在住者
90	53,670 円	平成25年1月29日	平成15年3月23日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成18年3月23日	債務者	亀山市民
91	47,360 円	平成25年1月29日	平成15年5月19日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成18年5月19日	債務者	亀山市民
92	3,350 円	平成25年1月29日	平成15年6月15日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成18年6月15日	債務者	亀山市民
93	27,905 円	平成25年1月29日	平成15年12月25日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成18年12月25日	債務者	亀山市民
94	37,570 円	平成25年1月29日	平成16年1月1日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成19年1月1日	債務者	亀山市民
95	44,625 円	平成25年1月29日	平成16年2月7日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成19年2月7日	債務者	亀山市民
96	22,895 円	平成25年1月29日	平成16年2月16日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成19年2月16日	債務者	亀山市民
97	100,160 円	平成25年1月29日	平成15年11月5日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成18年11月5日	債務者	亀山市民
98	22,250 円	平成25年1月29日	平成15年11月16日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成18年11月16日	債務者	亀山市民
99	23,530 円	平成25年1月29日	平成15年11月20日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成18年11月20日	債務者	亀山市民
100	15,750 円	平成25年1月29日	平成16年3月24日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成19年3月24日	債務者	亀山市民

番 号	債権の額	放棄決定日	放 棄 し た 理 由 等				
			債権発生日	事 由	備 考		
101	25,550 円	平成25年1月29日	平成15年4月7日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成18年4月7日	債務者	市外在住者
102	2,990 円	平成25年1月29日	平成15年4月16日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成18年4月16日	債務者	市外在住者
103	21,270 円	平成25年1月29日	平成15年10月9日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成18年10月9日	債務者	市外在住者
104	20,980 円	平成25年1月29日	平成15年10月16日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成18年10月16日	債務者	市外在住者
105	21,180 円	平成25年1月29日	平成15年8月4日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成18年8月4日	債務者	市外在住者
106	38,720 円	平成25年1月29日	平成15年10月1日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成18年10月1日	債務者	亀山市民
107	6,300 円	平成25年1月29日	平成15年10月10日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成18年10月10日	債務者	亀山市民
108	6,890 円	平成25年1月29日	平成15年10月20日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成18年10月20日	債務者	亀山市民
109	9,090 円	平成25年1月29日	平成16年2月9日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成19年2月9日	債務者	亀山市民
110	73,510 円	平成25年1月29日	平成16年3月1日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成19年3月1日	債務者	亀山市民
111	77,550 円	平成25年1月29日	平成16年3月16日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成19年3月16日	債務者	亀山市民
112	209,980 円	平成25年1月29日	平成16年2月24日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成19年2月24日	債務者	市外在住者
113	53,430 円	平成25年1月29日	平成16年3月1日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成19年3月1日	債務者	市外在住者
114	7,750 円	平成25年1月29日	平成10年6月1日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成13年6月1日	債務者	亀山市民
115	7,750 円	平成25年1月29日	平成10年6月3日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成13年6月3日	債務者	亀山市民
116	7,750 円	平成25年1月29日	平成10年6月5日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成13年6月5日	債務者	亀山市民
117	7,750 円	平成25年1月29日	平成10年6月8日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成13年6月8日	債務者	亀山市民

番 号	債権の額	放棄決定日	放 棄 し た 理 由 等				
			債権発生日	事 由	備 考		
118	9,770 円	平成25年1月29日	平成10年6月10日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成13年6月10日	債務者	亀山市民
119	7,750 円	平成25年1月29日	平成10年6月12日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成13年6月12日	債務者	亀山市民
120	7,750 円	平成25年1月29日	平成10年6月19日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成13年6月19日	債務者	亀山市民
121	8,510 円	平成25年1月29日	平成10年6月24日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成13年6月24日	債務者	亀山市民
122	7,750 円	平成25年1月29日	平成10年6月26日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成13年6月26日	債務者	亀山市民
123	7,750 円	平成25年1月29日	平成10年6月29日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成13年6月29日	債務者	亀山市民
124	7,750 円	平成25年1月29日	平成10年7月1日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成13年7月1日	債務者	亀山市民
125	1,730 円	平成25年1月29日	平成10年7月3日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成13年7月3日	債務者	亀山市民
126	7,450 円	平成25年1月29日	平成10年7月3日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成13年7月3日	債務者	亀山市民
127	7,750 円	平成25年1月29日	平成10年7月6日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成13年7月6日	債務者	亀山市民
128	9,370 円	平成25年1月29日	平成10年7月8日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成13年7月8日	債務者	亀山市民
129	650 円	平成25年1月29日	平成10年7月9日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成13年7月9日	債務者	亀山市民
130	8,320 円	平成25年1月29日	平成10年7月20日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成13年7月20日	債務者	亀山市民
131	980 円	平成25年1月29日	平成10年7月23日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成13年7月23日	債務者	亀山市民
132	10,790 円	平成25年1月29日	平成10年8月6日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成13年8月6日	債務者	亀山市民
133	300 円	平成25年1月29日	平成10年12月4日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成13年12月4日	債務者	亀山市民
134	1,970 円	平成25年1月29日	平成11年1月12日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成14年1月12日	債務者	亀山市民

番 号	債権の額	放棄決定日	放 棄 し た 理 由 等				
			債権発生日	事 由	備 考		
135	900 円	平成25年1月29日	平成11年1月26日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成14年1月26日	債務者	亀山市民
136	870 円	平成25年1月29日	平成11年1月30日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成14年1月30日	債務者	亀山市民
137	1,720 円	平成25年1月29日	平成11年1月31日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成14年1月31日	債務者	亀山市民
138	1,470 円	平成25年1月29日	平成11年2月6日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成14年2月6日	債務者	亀山市民
139	210 円	平成25年1月29日	平成11年4月10日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成14年4月10日	債務者	亀山市民
140	1,050 円	平成25年1月29日	平成11年4月12日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成14年4月12日	債務者	亀山市民
141	1,740 円	平成25年1月29日	平成11年5月14日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成14年5月14日	債務者	亀山市民
142	1,180 円	平成25年1月29日	平成11年9月3日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成14年9月3日	債務者	亀山市民
143	1,230 円	平成25年1月29日	平成12年4月13日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成15年4月13日	債務者	亀山市民
144	22,400 円	平成25年1月29日	平成11年4月1日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成14年4月1日	債務者	市外在住者
145	47,890 円	平成25年1月29日	平成11年4月16日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成14年4月16日	債務者	市外在住者
146	95,480 円	平成25年1月29日	平成12年4月24日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成15年4月24日	債務者	市外在住者
147	94,900 円	平成25年1月29日	平成12年5月1日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成15年5月1日	債務者	市外在住者
148	3,200 円	平成25年1月29日	平成13年6月19日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成16年6月19日	債務者	市外在住者
149	11,070 円	平成25年1月29日	平成15年9月29日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成18年9月29日	債務者	市外在住者
150	1,020 円	平成25年1月29日	平成15年10月3日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成18年10月3日	債務者	市外在住者
151	70 円	平成25年1月29日	平成16年1月26日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成19年1月26日	債務者	亀山市民

番 号	債権の額	放棄決定日	放 棄 し た 理 由 等				
			債権発生日	事 由	備 考		
152	101,880 円	平成25年1月29日	平成14年2月1日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成17年2月1日	債務者	亀山市民
153	1,120 円	平成25年1月29日	平成14年7月16日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成17年7月16日	債務者	亀山市民
154	1,050 円	平成25年1月29日	平成15年6月18日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成18年6月18日	債務者	亀山市民
155	15,880 円	平成25年1月29日	平成14年7月1日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成17年7月1日	債務者	亀山市民
156	9,950 円	平成25年1月29日	平成7年12月27日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成10年12月27日	債務者	亀山市民
157	48,005 円	平成25年1月29日	平成12年12月27日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成15年12月27日	債務者	亀山市民
158	33,590 円	平成25年1月29日	平成13年1月1日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成16年1月1日	債務者	亀山市民
159	11,950 円	平成25年1月29日	平成13年4月3日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成16年4月3日	債務者	亀山市民
160	91,405 円	平成25年1月29日	平成9年9月16日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成12年9月16日	債務者	亀山市民
161	65,210 円	平成25年1月29日	平成9年10月1日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成12年10月1日	債務者	亀山市民
162	31,741 円	平成25年1月29日	平成11年9月27日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成14年9月27日	債務者	亀山市民
163	1,940 円	平成25年1月29日	平成13年2月25日	消滅時効に係る時効期間3年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成16年2月25日	債務者	亀山市民
計	4,224,653 円						163件

私 債 権 放 棄 調 書

債権の名称 市営住宅使用料
 担当部署 建設部建築住宅室

番 号	債権の額	放棄決定日	放 棄 し た 理 由 等				
			債権発生日	事 由		備 考	
1	145,200 円	平成25年1月17日	平成21年4月1日	強制執行終結(条例第8条第1項第4号)	平成24年11月23日	債務者	亀山市民
2	71,600 円	平成25年1月17日	平成22年4月1日	強制執行終結(条例第8条第1項第4号)	平成24年11月23日	債務者	亀山市民
3	10,000 円	平成25年1月17日	平成17年2月1日	消滅時効に係る時効期間5年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成24年11月23日	債務者	亀山市民
4	33,040 円	平成25年1月17日	平成17年4月1日	消滅時効に係る時効期間5年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成24年11月23日	債務者	亀山市民
5	152,400 円	平成25年1月17日	平成21年4月1日	強制執行終結(条例第8条第1項第4号)	平成24年11月23日	債務者	亀山市民
6	48,774 円	平成25年1月17日	平成22年4月1日	強制執行終結(条例第8条第1項第4号)	平成24年11月23日	債務者	亀山市民
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
計	461,014 円						6件

私 債 権 放 棄 調 書

債権の名称 水道料金
 担当部署 上下水道部上下水道管理室

番 号	債権の額	放棄決定日	放 棄 し た 理 由 等			
			債権発生日	事 由	備 考	
1	12,336 円	平成25年1月30日	平成23年2月1日	破産免責(条例第8条第1項第2号) 平成24年9月21日	債務者	市外株式会社
2	81,323 円	平成25年1月30日	平成23年3月1日	破産免責(条例第8条第1項第2号) 平成24年9月21日	債務者	市外株式会社
3	69,269 円	平成25年1月30日	平成23年4月1日	破産免責(条例第8条第1項第2号) 平成24年9月21日	債務者	市外株式会社
4	3,294 円	平成25年1月30日	平成22年4月1日	破産免責(条例第8条第1項第2号) 平成23年11月18日	債務者	市外有限会社
5	1,050 円	平成25年1月30日	平成22年4月1日	破産免責(条例第8条第1項第2号) 平成23年11月18日	債務者	市外有限会社
6	1,878 円	平成25年1月30日	平成22年5月1日	破産免責(条例第8条第1項第2号) 平成23年11月18日	債務者	市外有限会社
7	525 円	平成25年1月30日	平成22年6月1日	破産免責(条例第8条第1項第2号) 平成23年11月18日	債務者	市外有限会社
8	1,142 円	平成25年1月30日	平成22年4月1日	破産免責(条例第8条第1項第2号) 平成23年11月18日	債務者	市外有限会社
9	1,050 円	平成25年1月30日	平成22年5月1日	破産免責(条例第8条第1項第2号) 平成23年11月18日	債務者	市外有限会社
10	525 円	平成25年1月30日	平成22年4月1日	破産免責(条例第8条第1項第2号) 平成23年11月18日	債務者	市外有限会社
11	1,326 円	平成25年1月30日	平成22年5月1日	破産免責(条例第8条第1項第2号) 平成23年11月18日	債務者	市外有限会社
12	525 円	平成25年1月30日	平成22年6月1日	破産免責(条例第8条第1項第2号) 平成23年11月18日	債務者	市外有限会社
13	1,326 円	平成25年1月30日	平成20年6月1日	消滅時効に係る時効期間2年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号) 平成22年6月25日	債務者	市外在住者
14	1,326 円	平成25年1月30日	平成20年7月1日	消滅時効に係る時効期間2年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号) 平成22年7月25日	債務者	市外在住者
15	1,142 円	平成25年1月30日	平成20年8月1日	消滅時効に係る時効期間2年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号) 平成22年8月25日	債務者	市外在住者

番 号	債権の額	放棄決定日	放 棄 し た 理 由 等				
			債権発生日	事 由	備 考		
16	2,346 円	平成25年1月30日	平成20年9月1日	消滅時効に係る時効期間2年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成22年9月25日	債務者	市外在住者
17	1,510 円	平成25年1月30日	平成20年10月1日	消滅時効に係る時効期間2年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成22年10月25日	債務者	市外在住者
18	1,970 円	平成25年1月30日	平成20年12月1日	消滅時効に係る時効期間2年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成22年12月25日	債務者	市外在住者
19	1,878 円	平成25年1月30日	平成21年1月1日	消滅時効に係る時効期間2年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成23年1月25日	債務者	市外在住者
20	2,158 円	平成25年1月30日	平成21年2月1日	消滅時効に係る時効期間2年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成23年2月25日	債務者	市外在住者
21	1,878 円	平成25年1月30日	平成21年3月1日	消滅時効に係る時効期間2年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成23年3月25日	債務者	市外在住者
22	1,326 円	平成25年1月30日	平成21年4月1日	消滅時効に係る時効期間2年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成23年4月25日	債務者	市外在住者
23	525 円	平成25年1月30日	平成20年5月1日	消滅時効に係る時効期間2年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成22年5月25日	債務者	市外在住者
24	525 円	平成25年1月30日	平成20年5月1日	消滅時効に係る時効期間2年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成22年5月25日	債務者	市外在住者
25	525 円	平成25年1月30日	平成20年6月1日	消滅時効に係る時効期間2年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成22年6月25日	債務者	市外在住者
26	525 円	平成25年1月30日	平成20年6月1日	消滅時効に係る時効期間2年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成22年6月25日	債務者	市外在住者
27	525 円	平成25年1月30日	平成20年5月1日	消滅時効に係る時効期間2年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成22年5月25日	債務者	市外在住者
28	525 円	平成25年1月30日	平成20年5月1日	消滅時効に係る時効期間2年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成22年5月25日	債務者	市外在住者
29	8,084 円	平成25年1月30日	平成20年11月1日	消滅時効に係る時効期間2年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成22年11月25日	債務者	市外在住者
30	5,415 円	平成25年1月30日	平成20年12月1日	消滅時効に係る時効期間2年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成22年12月25日	債務者	市外在住者
31	4,350 円	平成25年1月30日	平成21年1月1日	消滅時効に係る時効期間2年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成23年1月25日	債務者	市外在住者
32	5,298 円	平成25年1月30日	平成21年3月1日	消滅時効に係る時効期間2年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成23年3月25日	債務者	市外在住者

番 号	債権の額	放棄決定日	放 棄 し た 理 由 等				
			債権発生日	事 由	備 考		
33	1,050 円	平成25年1月30日	平成20年7月1日	消滅時効に係る時効期間2年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成22年7月25日	債務者	市外在住者
34	525 円	平成25年1月30日	平成20年8月1日	消滅時効に係る時効期間2年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成22年8月25日	債務者	市外在住者
35	3,678 円	平成25年1月30日	平成21年2月1日	消滅時効に係る時効期間2年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成23年2月25日	債務者	市外在住者
36	3,294 円	平成25年1月30日	平成21年3月1日	消滅時効に係る時効期間2年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成23年3月25日	債務者	市外在住者
37	2,534 円	平成25年1月30日	平成21年4月1日	消滅時効に係る時効期間2年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成23年4月25日	債務者	市外在住者
38	1,050 円	平成25年1月30日	平成20年9月1日	消滅時効に係る時効期間2年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成22年9月25日	債務者	市外在住者
39	1,050 円	平成25年1月30日	平成20年10月1日	消滅時効に係る時効期間2年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成22年10月25日	債務者	市外在住者
40	1,050 円	平成25年1月30日	平成20年11月1日	消滅時効に係る時効期間2年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成22年11月25日	債務者	市外在住者
41	1,326 円	平成25年1月30日	平成20年12月1日	消滅時効に係る時効期間2年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成22年12月25日	債務者	市外在住者
42	1,142 円	平成25年1月30日	平成21年1月1日	消滅時効に係る時効期間2年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成23年1月25日	債務者	市外在住者
43	1,326 円	平成25年1月30日	平成21年2月1日	消滅時効に係る時効期間2年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成23年2月25日	債務者	市外在住者
44	1,050 円	平成25年1月30日	平成21年3月1日	消滅時効に係る時効期間2年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成23年3月25日	債務者	市外在住者
45	1,050 円	平成25年1月30日	平成21年4月1日	消滅時効に係る時効期間2年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成23年4月25日	債務者	市外在住者
46	1,602 円	平成25年1月30日	平成21年1月1日	消滅時効に係る時効期間2年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成23年1月25日	債務者	市外在住者
47	1,786 円	平成25年1月30日	平成21年2月1日	消滅時効に係る時効期間2年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成23年2月25日	債務者	市外在住者
48	1,142 円	平成25年1月30日	平成21年3月1日	消滅時効に係る時効期間2年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成23年3月25日	債務者	市外在住者
49	1,050 円	平成25年1月30日	平成21年4月1日	消滅時効に係る時効期間2年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成23年4月25日	債務者	市外在住者

番 号	債権の額	放棄決定日	放 棄 し た 理 由 等				
			債権発生日	事 由	備 考		
50	1,050 円	平成25年1月30日	平成21年4月1日	消滅時効に係る時効期間2年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成23年4月25日	債務者	市外在住者
51	1,050 円	平成25年1月30日	平成21年2月1日	消滅時効に係る時効期間2年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成23年2月25日	債務者	市外在住者
52	1,050 円	平成25年1月30日	平成21年3月1日	消滅時効に係る時効期間2年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成23年3月25日	債務者	市外在住者
53	1,050 円	平成25年1月30日	平成19年2月1日	消滅時効に係る時効期間2年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成21年2月25日	債務者	市外在住者
54	1,326 円	平成25年1月30日	平成17年6月1日	破産免責(条例第8条第1項第2号)	-	債務者	市外株式会社
55	525 円	平成25年1月30日	平成17年7月1日	破産免責(条例第8条第1項第2号)	-	債務者	市外株式会社
56	1,525 円	平成25年1月30日	平成17年5月1日	消滅時効に係る時効期間2年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成19年5月25日	債務者	市外在住者
57	624 円	平成25年1月30日	平成17年6月1日	消滅時効に係る時効期間2年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成19年6月25日	債務者	市外在住者
58	1,249 円	平成25年1月30日	平成17年3月1日	消滅時効に係る時効期間2年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成19年3月25日	債務者	市外在住者
59	1,617 円	平成25年1月30日	平成17年4月1日	消滅時効に係る時効期間2年の満了による放棄(条例第8条第1項第3号)	平成19年4月25日	債務者	市外在住者
計	254,171 円						59件